

# ○群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例

平成二十六年十二月二十二日条例第七十六号

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例をここに公布する。

## 群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 基本方針等（第九条・第十条）
- 第三章 個体等の取扱いに関する規制
  - 第一節 個体等の所有者の義務等（第十一条）
  - 第二節 個体等の捕獲等及び譲渡し等の禁止（第十二条—第十六条）
- 第四章 生息地等の保全に関する規制
  - 第一節 土地の所有者等の義務等（第十七条）
  - 第二節 生息地等保全地区（第十八条—第二十二条）
- 第五章 保護管理事業（第二十三条—第二十五条）
- 第六章 外来種に関する施策（第二十六条・第二十七条）
- 第七章 施策の推進体制等（第二十八条—第三十条）
- 第八章 雑則（第三十一条—第三十四条）
- 第九章 罰則（第三十五条—第三十八条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、県内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるとともに、自然環境の一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、県内希少野生動植物種の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、県民共有の貴重な財産である良好な自然環境を次代に継承することに寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において「県内希少野生動植物種」とは、県内に本来の生息地又は生育地を有する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、当該亜種又は変種とする。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該種の個体の数が、種の存続に支障を来す程度に著しく少ないもの
- 二 当該種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
- 三 当該種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- 四 当該種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す状況にあるもの

2 この条例において「特定県内希少野生動植物種」とは、第十条第一項の規定により指

定された県内希少野生動植物種をいう。

3 この条例において「県民等」とは、県民、滞在者及び旅行者をいう。

4 この条例において「民間団体」とは、県内において野生動植物の保護を図るために活動を行う民間の団体をいう。

(県の責務)

第三条 県は、野生動植物の種が置かれている状況を常に把握するとともに、県内希少野生動植物種の保護に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村と連携し、並びに民間団体及び県民と協働してこれを行うものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる県内希少野生動植物種の生息又は生育の環境への負荷の低減に努めるとともに、県が実施する県内希少野生動植物種の保護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間団体の責務)

第五条 民間団体は、その活動を行うに当たっては、県が実施する県内希少野生動植物種の保護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の責務)

第六条 県民等は、野外活動を行うに当たっては県内希少野生動植物種の生息又は生育の環境に支障を及ぼすことのないよう努めるとともに、県が実施する県内希少野生動植物種の保護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域開発等における配慮)

第七条 地域の開発及び整備その他の県内希少野生動植物種の生息又は生育の環境に影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする者は、県内希少野生動植物種の保護について配慮しなければならない。

(財産権の尊重等)

第八条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(県内希少野生動植物種保護基本方針)

第九条 知事は、県内希少野生動植物種の保護を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 県内希少野生動植物種の保護に関する基本構想

二 特定県内希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

三 特定県内希少野生動植物種の個体又は卵若しくは種子等（種子及び栄養繁殖をする植物の球根、むかご等の器官を含む。以下同じ。）（以下「個体等」と総称する。）の取扱いに関する基本的な事項

四 特定県内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保全に関する基本的な事項

五 特定県内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保全及び再生その他の特定

県内希少野生動植物種の保護を図るための事業（以下「保護管理事業」という。）に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、県内希少野生動植物種の保護に関する重要な事項

- 3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、群馬県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。  
（特定県内希少野生動植物種の指定等）

第十条 知事は、県内希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを特定県内希少野生動植物種として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該公告の日から起算して十四日を経過する日までの間、当該指定の案を縦覧に供さなければならない。
- 3 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間、規則で定めるところにより、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
- 4 知事は、前項の規定により異議がある旨の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 5 知事は、指定をしようとするときは、前三項の経過後、審議会の意見を聴くものとする。
- 6 知事は、指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨及びその種の名称並びに指定の理由を告示しなければならない。
- 7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 知事は、特定県内希少野生動植物種の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、当該指定を解除することができる。
- 9 第五項から第七項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前三項の経過後、審議会」とあるのは「審議会」と、第六項中「名称並びに指定の理由」とあるのは「名称」と、第七項中「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と読み替えるものとする。

### 第三章 個体等の取扱いに関する規制

#### 第一節 個体等の所有者の義務等

第十一条 特定県内希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者は、特定県内希少野生動植物種を保護することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うよう努めなければならない。

- 2 知事は、特定県内希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、特定県内希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必

要な助言又は指導をすることができる。

## 第二節 個体等の捕獲等及び譲渡し等の禁止

### (捕獲等の禁止)

第十二条 特定県内希少野生動植物種の個体等は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第十四条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 二 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合
- 三 第二十四条第三項の認定を受けてその認定に係る事業計画に基づく捕獲等をする場合

### (譲渡し等の禁止)

第十三条 前条の規定に違反して捕獲等をされた特定県内希少野生動植物種の個体等又はこれらの加工品であって規則で定めるものは、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。

### (捕獲等の許可)

第十四条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で特定県内希少野生動植物種の個体等の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
  - 一 捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
  - 二 捕獲等によって特定県内希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがある場合として規則で定める場合に該当すること。
  - 三 捕獲等をする者が適当な飼養又は栽培のための施設（以下「飼養栽培施設」という。）を有していないことその他の事由により個体等を適切に取り扱うことができなると認められること。
- 4 知事は、第一項の許可をする場合において、特定県内希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 5 知事は、第一項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 6 第一項の許可を受けた者が法人である場合又はその許可に係る捕獲等に他人を従事させる場合は、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 7 第一項の許可を受けた者は、その者又は前項の捕獲等に従事する者が第五項の許可証又は前項の従事者証を亡失し、又は滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、再交付を受けることができる。
- 8 第一項の許可を受けた者又は第六項の捕獲等に従事する者は、捕獲等を実施するときには、第五項の許可証又は第六項の従事者証を携帯しなければならない。

9 第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体等を飼養し、又は栽培する場合は、適当な飼養栽培施設に收容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第十五条 知事は、前条第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、特定県内希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、必要な措置を執るよう命ずることができる。

2 知事は、前条第一項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例による処分に違反した場合において、特定県内希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十四条第一項の許可を受けた者に対し、特定県内希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定県内希少野生動植物種の個体等の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、特定県内希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第四章 生息地等の保全に関する規制

##### 第一節 土地の所有者等の義務等

第十七条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、特定県内希少野生動植物種の保護に留意しなければならない。

2 知事は、特定県内希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

##### 第二節 生息地等保全地区

(生息地等保全地区)

第十八条 知事は、特定県内希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保全を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況並びにその個体群の状況を勘案してその特定県内希少野生動植物種の保護のために重要と認めるものを、生息地等保全地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る特定県内希少野生動植物種及び指定の区域の保全に関する指針を定めて行うものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴くものとする。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、指定の区域、指定

に係る特定県内希少野生動植物種及び指定の区域の保全に関する指針の案を縦覧に供さなければならない。

- 5 前項の規定による公告があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間、規則で定めるところにより、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、前項の規定により異議がある旨の意見書の提出があったとき又は当該指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 知事は、指定をしようとするときは、第三項から前項までの手続を経た後、審議会の意見を聴くものとする。
- 8 知事は、指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、指定に係る特定県内希少野生動植物種及び指定の区域の保全に関する指針を告示しなければならない。
- 9 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- ㊦ 知事は、生息地等保全地区に係る特定県内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。
- ㊧ 第三項及び第七項から第九項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第七項中「第三項から前項までの手続を経た」とあるのは「関係市町村の長の意見を聴いた」と、第八項中「並びに指定の区域、指定に係る特定県内希少野生動植物種及び指定の区域の保全に関する指針」とあるのは「及び解除に係る指定の区域」と、第九項中「前項」とあるのは「第十項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(指定のための実地調査)

第十九条 知事は、前条第一項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 知事は、前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(生息地等保全地区内における行為の許可)

第二十条 生息地等保全地区内においては、次に掲げる行為（第十号から第十三号までに掲げる行為については、第十八条第二項の指定の区域の保全に関する指針（以下この条において「指針」という。）で定める区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。
- 三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立てること。

- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。
  - 六 木竹を伐採すること（生息地等保全地区ごとに指針で定める方法及び限度内においてするものを除く。）。
  - 七 特定県内希少野生動植物種の生息又は生育に必要なものとして指針で定める野生動植物の種の個体等の捕獲等を行うこと。
  - 八 指針で定める湖沼若しくは湿原又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
  - 九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の指針で定める区域内において、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - 十 特定県内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として指針で定めるものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子等をまくこと。
  - 十一 特定県内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして指針で定める物質を散布すること。
  - 十二 火入れ又はたき火を行うこと。
  - 十三 特定県内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として指針で定める方法によりその個体を観察すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
  - 3 知事は、前項の申請に係る行為が指針に適合しないものであるときは、第一項の許可をしないことができる。
  - 4 知事は、特定県内希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付することができる。
  - 5 第一項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して三月を経過する日までの間に、知事に対し規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為を行うことができる。
  - 6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。
    - 一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
    - 二 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
    - 三 第二十四条第三項の認定を受けてその認定に係る事業計画に基づき行う行為
  - 7 前項第一号に掲げる行為であって第一項各号に該当するものを行った者は、当該行為に着手した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事にその旨を届け出なければならない。

(措置命令等)

第二十一条 知事は、特定県内希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、生息地等保全地区内において前条第一項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

- 2 知事は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第四項の規定により付された条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命

じ、若しくは原状回復が著しく困難な場合は、これに代わるべき必要な措置を執るよう命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十二條 知事は、この条例の施行に必要な限度において、生息地等保全地区内において第二十条第一項各号に掲げる行為を行った者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保全地区内の土地に立ち入り、前項に規定する者が行った行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が特定県内希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第五章 保護管理事業

(保護管理事業計画)

第二十三條 知事は、保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護管理事業計画を定めることができる。

2 前項の保護管理事業計画においては、保護管理事業の対象とすべき特定県内希少野生動植物種ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。

一 保護管理事業の目標

二 保護管理事業を行う区域

三 保護管理事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、保護管理事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、第一項の保護管理事業計画を定めたときは、その概要を公表し、かつ、当該保護管理事業計画を一般の閲覧に供さなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の保護管理事業計画の変更について準用する。

(保護管理事業の実施等)

第二十四條 県は、特定県内希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、前条第一項の保護管理事業計画に従って、保護管理事業を行うものとする。

2 市町村は、規則で定めるところにより、その行う事業について、その事業計画が前条第一項の保護管理事業計画に適合している旨の知事の確認を受けることができる。

3 国、県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う事業について、その者が保護管理事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその事業計画が前条第一項の保護管理事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に確認又は認定の申請をしなければならない。

5 知事は、第二項の確認又は第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。次条第二項又は第三項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

- 6 保護管理事業を行う者は、当該保護管理事業を前条第一項の保護管理事業計画に即して行わなければならない。
- 7 生息地等保全地区内の土地の所有者又は占有者は、保護管理事業の実施のために必要な施設の設置等について協力するよう努めなければならない。
- 8 知事は、第三項の認定を受けて保護管理事業を行う者に対し、当該保護管理事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(保護管理事業の廃止等)

第二十五条 前条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けて保護管理事業を行う者は、当該保護管理事業を廃止したとき、又は当該保護管理事業を第二十三条第一項の保護管理事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る前条第二項の確認又は同条第三項の認定を取り消すものとする。
- 3 知事は、前条第三項の認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。
  - 一 第二十三条第一項の保護管理事業計画に即して当該保護管理事業を行っていないと認めるとき。
  - 二 当該保護管理事業を適正かつ確実に行うことができなくなったと認めるとき。
  - 三 偽りその他不正の手段により、当該認定を受けたとき。
  - 四 前条第八項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

#### 第六章 外来種に関する施策

(外来種に関する調査等)

第二十六条 県は、外来種（県外から県内に導入されることにより、本来の生息地又は生育地の外に生息又は生育をすることとなる野生動植物の種をいう。以下同じ。）のうち、県内希少野生動植物種の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものについて、当該外来種の生息又は生育の状況、当該外来種が県内希少野生動植物種の生息又は生育に及ぼす支障の程度その他必要な事項を調査するとともに、当該外来種から県内希少野生動植物種を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外来種に関する情報の提供)

第二十七条 県は、外来種が県内希少野生動植物種の生息又は生育に及ぼす影響について、県民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供に努めるものとする。

#### 第七章 施策の推進体制等

(調査及び情報提供)

第二十八条 知事は、野生動植物の種の生息又は生育の状況、当該種の生息地又は生育地の状況その他必要な事項について調査し、その結果を、この条例に基づく指定又は解除その他この条例の適正な運用に活用するものとする。

- 2 県は、県内希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない範囲内で、前項に定める調査の結果や関連する情報を県民等に適切に提供するものとする。この場合において、県は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮するものとする。

(県民及び民間団体の自発的な活動の推進等)

第二十九条 県は、県民及び民間団体がこの条例の趣旨に基づき自発的に行う県内希少野生動植物種の保護に関する活動が推進されるよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、民間団体や関係機関等と連携し、県内希少野生動植物種の保護に関する県民等及び事業者の理解を深めるため、県内希少野生動植物種に関する教育及び学習の機会の充実、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(監視指導体制の整備)

第三十条 県は、県内希少野生動植物種の保護に関する施策を推進するため、必要な監視指導体制を整備するものとする。

2 知事は、県内希少野生動植物種の保護に関する監視、指導等に当たらせるため、県内希少野生動植物種保護監視員を置くことができる。

3 県内希少野生動植物種保護監視員は、規則で定めるところにより、知事が委嘱する。

## 第八章 雑則

(損失の補償)

第三十一条 県は、第二十条第一項の許可を受けることができないため又は同条第四項の規定により許可に条件を付されたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。

(国等に関する特例)

第三十二条 国、県、市町村その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第十一条第二項、第十二条、第十三条、第十七条第二項、第十九条第四項、第二十条第一項及び第七項、第二十一条第一項並びに第二十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国等は、第十二条第二号に掲げる場合以外の場合であって特定県内希少野生動植物種の個体等の捕獲等をしようとするとき又は第二十条第一項の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。

3 国等は、第二十条第五項又は第七項の規定に該当する場合は、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第二十四条第一項の県の保護管理事業又は同条第二項の確認を受けた保護管理事業については、適用しない。

(配慮)

第三十三条 県は、生息地等保全地区に関する規定の適用に当たっては、当該地区に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

(委任)

第三十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第九章 罰則

(罰則)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰

金に処する。

一 第十二条、第十三条又は第二十条第一項の規定に違反した者

二 第十五条第一項又は第二十一条第二項の規定による命令に違反した者

第三十六条 第十四条第四項又は第二十条第四項の規定により付された条件に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第八項の規定に違反して同条第五項に規定する許可証又は同条第六項に規定する従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

二 第十六条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第十九条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

四 第二十二条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一章及び第二章の規定は、公布の日から施行する。